

国立大学法人東京海洋大学の契約に係る取引停止等の取扱要項

平成19年6月18日

海洋大規第 384号

改正 令和元年10月23日 海洋大規第 136号

改正 令和7年 3月 31日 海洋大規第 42号

（目的）

第1 国立大学法人東京海洋大学（以下「法人」という。）における建設工事及び物品の購入、製造、役務その他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

（定義）

第2 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 取引停止 一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
- 二 業者 国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有している者、国立大学法人東京海洋大学契約事務取扱細則（平成16年海洋大規第45号）第7条に規定する者及びその他の者をいう。
- 三 契約担当役 国立大学法人東京海洋大学会計規則（平成16年海洋大規第35号）第5条第1項第1号に規定する契約担当役をいう。

（取引停止）

第3 契約担当役は、業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、当該業者の取引停止を行うものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する取引停止）

第4 契約担当役は、第3の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人（有資格業者に限る。）があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

2 契約担当役は、第3の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

- 3 契約担当役は、第3及び前2項の規定による取引停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

（取引停止の期間の特例）

- 第5 業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。
- 2 業者が次の各号の一に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
- 一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 契約担当役は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1の期間までに短縮することができるものとする。
- 4 契約担当役は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24月を超える場合は24月）まで延長することができるものとする。
- 5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 7 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例）

- 第6 契約担当役は、第3の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第5第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を取引停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合、又は法人の役員又は職員（以下この条中において「職員」という。）が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号イ、第4号又は第6号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- 二 別表第2第3号から第6号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45条）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- 三 別表第2第3号又は第6号に該当する業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第6号に該当する業者に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間

- 五 職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該職員又は他の公共機関の職員の容疑に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する業者に悪質な事由があるとき。（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヶ月加算した期間

（取引停止の通知）

- 第7 契約担当役は、第3又は第4の規定により取引停止を行い、第5第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式1、2又は3により通知するものとする。
- 2 契約担当役は、前項の措置を講じた場合、建設工事については文部科学省大臣官房文教施設企画部に、物品の購入、製造、役務その他の契約については、文部科学省大臣官房会計課に、事実関係の概要、措置の相手方、措置の内容等を通知するものとする。

（指名等の取消し）

- 第8 契約担当役は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

（下請等の禁止）

第9 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が法人の契約に係る全部若しくは一部を下請けし、又は工事契約の完成保証人となることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は工事契約の完成保証人となっている場合は、この限りではないものとする。

（取引停止に至らない事由に関する措置）

第10 契約担当役は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

（雑則）

第11 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成19年6月18日から施行する。

附 則（令和元年海洋大規第136号）

この要項は、令和元年10月23日から施行する。

附 則（令和7年海洋大規第42号）

この要項は、令和7年3月31日から施行する。

別表第 1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	取引停止期間
(虚偽記載) 1 本学発注の契約にかかる一般競争，指名競争又は随意契約において，必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(過失による粗雑な契約の履行) 2 本学発注の契約の履行に当たり，過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
3 他の公共機関における契約の履行に当たり，過失により履行を粗雑にした場合において，かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
5 他の公共機関における契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は損害を与えた場合において，当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内
(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 月以内
7 他の公共機関における契約の履行に当たり，安全管理の措置が不適切であったため，履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において，当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以内

(契約違反) 8 第2号に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。 (落札決定後の契約辞退) 9 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約、において、落札後に契約締結を辞退したとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内 当該認定をした日から1月以上9月以内
---	--

別表第 2

贈賄等不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	取引停止期間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） ロ 業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。） 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4 月以上 12 月以内 3 月以上 9 月以内 2 月以上 6 月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3 月以上 9 月以内 2 月以上 6 月以内 1 月以上 3 月以内
(独占禁止法違反行為) 3 次のイ又はロに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。（第 6 号に掲げる場合を除く。） イ 本学発注の契約 ロ 他の公共機関発注の契約	当該認定をした日から 3 月以上 9 月以内 2 月以上 9 月以内
(競売入札妨害又は談合) 4 本学発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第 6 号に掲げる場合を除く。） イ 代表役員等 ロ 一般役員又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4 月以上 12 月以内 3 月以上 12 月以内

5 他の公共機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第6号に掲げる場合を除く。） イ 代表役員等 ロ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3 月以上 12 月以内 2 月以上 12 月以内
（重大な独占禁止法違反行為等） 6 本学又は文部科学省関係機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき。（当該契約に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける者が含まれる場合に限る。） イ 独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、刑事告発を受けたとき。（代表役員又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。） ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内
（建設業法違反行為） 7 次のイ又はロに掲げる契約に関し、業者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 ロ 他の公共機関発注の契約	当該認定をした日から 2 月以上 9 月以内 1 月以上 9 月以内
（不正又は不誠実な行為） 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
（その他） 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

別紙様式 1

(元号) 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 あて

国立大学法人東京海洋大学
契約担当役 事務局長 〇〇 〇〇 印

取引停止通知書

この度、貴社を下記のとおり、本学の契約について取引しないこととしましたので通知します。

記

1. 取引停止の期間

2. 取引停止理由

別紙様式 2

(元号) 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 あて

国立大学法人東京海洋大学

契約担当役 事務局長 〇〇 〇〇 印

取引停止期間変更通知書

先に、(元号) 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨を通知したところ
ありますが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しましたので通知します。

記

1. 変更後の取引停止の期間

2. 取引停止期間変更理由

別紙様式 3

(元号) 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 あて

国立大学法人東京海洋大学
契約担当役 事務局長 〇〇 〇〇 印

取引停止解除通知書

先に、(元号) 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨を通知したところ
ありますが、この度、当該取引停止を解除しましたので通知します。